

## 市議会

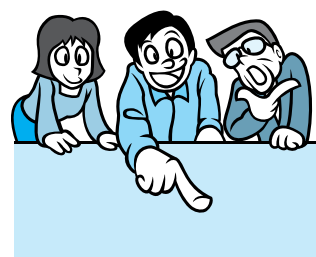
本 庁 議会事務局  
市議会議員の定数は 34 人です。市議会は、市長が招集します。定例会は年 4 回、臨時会は必要に応じて開かれます。会議は、本会議と常に設置されている常任委員会、議会運営委員会及び必要に応じて設置される特別委員会があります。

- 本会議  
議員全員で構成され、市の重要事項を決定します。
- 常任委員会  
本会議で付託された議案などを審査します。
- 議会運営委員会  
市議会の円滑な運営が図られるよう協議します。
- 特別委員会  
特定の事件や重要な問題について、必要に応じ議会の議決で設置され、審査が終われば終了します。  
(例) 予算特別委員会、決算特別委員会、はなまき市議会だより編集委員会など

## 市議会への請願・陳情

市民はだれでも、市政についての要望などを文書で請願・陳情として議会に提出することができます。議会へ請願・陳情をするときは、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名を記載し、押印した文書を議長あてに提出してください。

なお、請願の場合、内容に賛意を表する議員の紹介が必要で、請願書の表紙に紹介議員の記名押印を受けなければなりません。



## 市議会の傍聴

本 庁 議会事務局  
市議会の本会議と委員会は傍聴することができます。本会議、委員会の開かれる当日、議会事務局（市役所本庁舎 3 階）前の議会傍聴受付で傍聴人受付簿に住所、氏名を記載してください。団体が傍聴するときは、前もって議会事務局にご連絡ください。

なお、委員会の傍聴は、委員会の許可がない場合は傍聴できませんので、あらかじめご了承ください。

## 選挙

本 庁 選挙管理委員会事務局

- 選挙人名簿の登録  
年齢満 20 歳以上で本市の区域内に引き続き 3 カ月以上居住し、住民基本台帳に記録されている方が登録されます。
- 定時登録  
毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の各月の 1 日現在で上記の要件を備えている方を同月 2 日に登録します。
- 選挙時登録  
選挙が行われるとき、選挙管理委員会が定める登録基準日現在で上記の要件を備えている方を登録します。
- 期日前投票  
投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、告示（公示）日の翌日から投票日の前日まで期日前投票ができます。
- 投票  
指定の投票所で行います。投票所入場券は、選挙の告示（公示）日後に世帯主あてにハガキで郵送され、指定の投票所も記載されています。

## 地域協議会

総合支所 地域振興課  
大迫、石鳥谷、東和地域は地域自治会を設置し、地域内の多様な意見を適切に反映させるために、地域協議会（各地区委員 15 人以内）を置きます。市長は、各地域自治会に関する各種計画などについて、地域協議会に意見を聴くこととなっています。

## 振興センター（小さな市役所）

振興センター  
振興センターは、地域づくりを地域の皆さんの手で進めるために拠点となる施設です。局長（課長職）など 2 人の職員を配置。地域づくり支援や、生涯学習活動、市役所の窓口業務（一部）を行います（各振興センターは、12 ページに掲載しています）。

## 市の情報は広報とHPで

- 本 庁 総務企画部広報課
- ①市政の現況を知っていただき、市民の皆さんに市政に参加していただくため、市政の情報や話題を提供するのが「広報はなまき」です。「広報はなまき」は毎月 1 日（1 月 1 日号は休み）と 15 日に発行し、全世帯へ戸別に配布します。
  - ②インターネットのホームページに市の情報を掲載しています。アドレスは次のとおりです。  
<http://www.city.hanamaki.iwate.jp>  
メール：hanamaki@city.hanamaki.iwate.jp

## パブリックコメント制度

本 庁 総務企画部広報課  
パブリックコメントは、市民生活に深く関わる事業の基本的な計画や指針などを策定する際、立案段階で皆さんからさまざまな意見をいただき、それを考慮しながら意思決定をしていくための制度です。計画案の公表場所や期間など、詳しくは、広報などでお知らせします。

## 市政に対する意見や要望などは

本 庁 総務企画部広報課  
市政に対する意見や要望などは『市長へのはがき』『市長へのメール』でお寄せください。  
●市長へのはがき  
市役所、各総合支所、各振興センター、郵便局などに置かれている『市長へのはがき』に住所・氏名、ご意見・ご提言を明記して郵送してください。切手は不要です。  
●市長へのメール  
メール：mayor@city.hanamaki.iwate.jp

## 地域の皆さんとの対話

本 庁 総務企画部広報課  
地域の皆さんの声を市政に反映させるために、振興センターなどを会場に「まちづくり市民懇談会」を開催します。お気軽においでください。日程などは広報などでお知らせします。

## 情報公開制度

本 庁 総務企画部総務課  
情報公開制度は、市民と市の信頼関係を深め、市政への市民参加を促進し、公正で開かれた市政の実現を図るため、市民の皆さんからの請求に応じて、市の保管している行政文書を公開していく制度です。ただし、第三者のプライバシーを侵害する情報や法令などにより公開が禁じられている情報などは公開できません。

## 行政情報センター

本 庁 行政資料室  
情報公開制度をお気軽に利用していただくため、行政情報センター（行政資料室）を設けています。請求方法などは、お尋ねください。また、行政情報センター（行政資料室）では、市政に関する資料などを誰でも閲覧することができます。